

平成21年3月6日
運輸安全委員会事務局

ノースウエスト航空機の事故について

平成21年2月20日に千葉県銚子沖上空で発生したノースウエスト航空機の事故について、回収したデジタル飛行データ記録装置（DFDR）のデータを当委員会と米国国家運輸安全委員会（NTSB）が解析した結果、発生地点が成田空港の南南西約174km（三宅島空港の北約30km）の公海上と判明した。

公海上での事故と判明したことにより、国際民間航空条約第13付属書に基づき運航機の登録国である米国が調査を実施する責任を有することとなるが、当委員会が初動調査を実施していることから、両委員会で調整した結果、当委員会が米国よりの委任を受け、米国の全面協力のもと引き続き調査することとした。

○2月20日に公表した発生場所

成田国際空港の南南東約70km

○今回判明した発生場所

成田空港の南南西約174km（三宅島空港の北約30km）の公海上

問い合わせ先

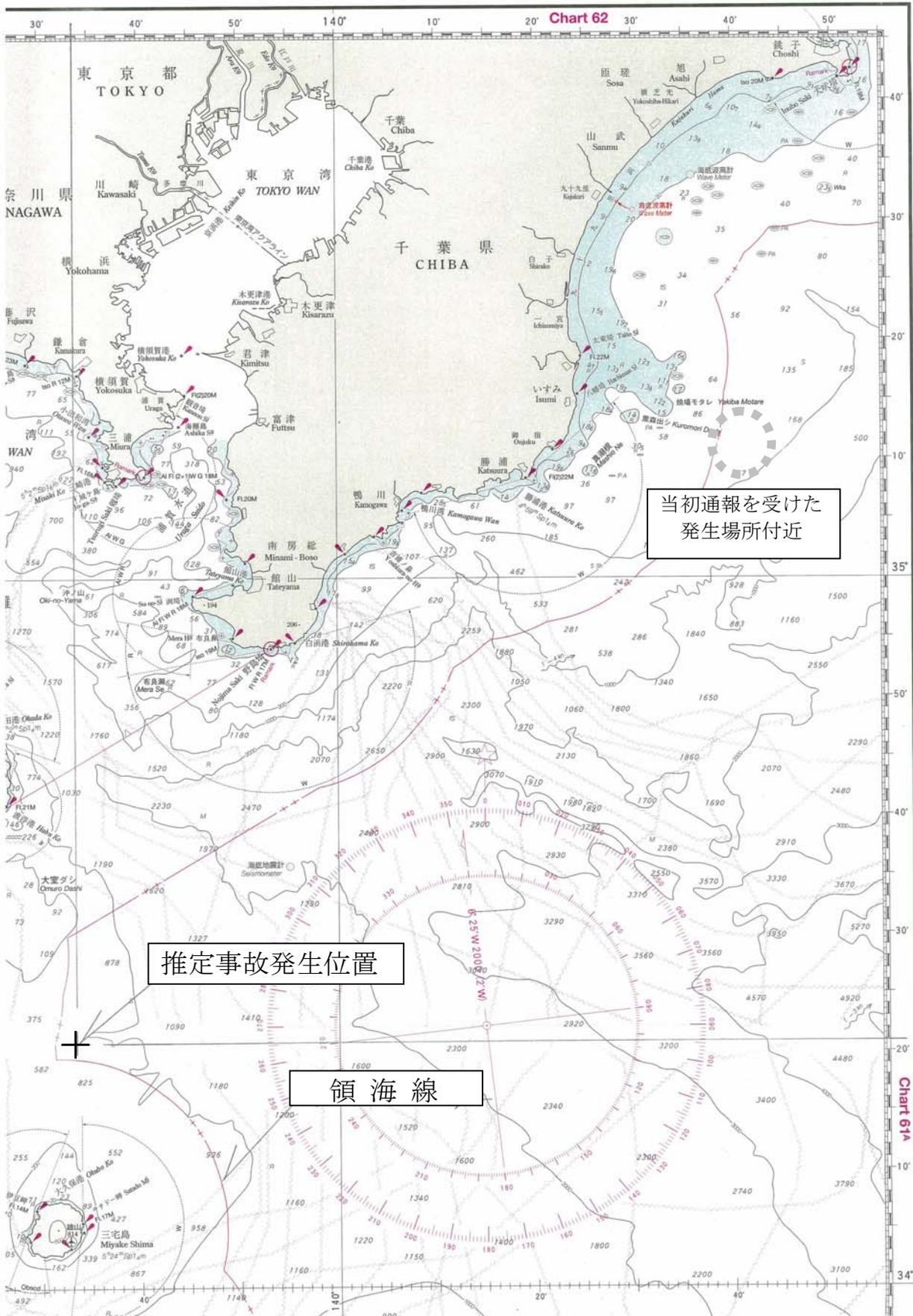
運輸安全委員会事務局総務課広報室

広報室長 大須賀 （内線54-131）

課長補佐 赤平 （内線54-133）

代表 03-5253-8111

直通 03-5253-8819



当初通報を受けた
発生場所付近

推定事故発生位置

領海線